

4-5 人権啓発

「すべての人は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」（世界人権宣言第一条）

本市は、世界人権宣言の崇高な精神を遵守し、思いやりのある人権のまちづくりを進めます。昨年は「LOVE&LIVE」事業を展開し、また本年2月には第1回いなべ市民人権フェスティバルを開催しました。どの催しにも多くの市民のみなさんに参加いただき、着実に人権のまちづくりが進んでいることを実感しました。

人権が尊重される地域は、そこに暮らす人々が豊かな人間関係を形成している地域でもあります。このような地域づくりを人権機関「メシエいなべ」とともに展開し、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現をめざします。



人権フェスティバル



5 地域の発展をめざしたまちづくり

5-1 企業誘致

優良企業の誘致は、雇用創出や地域の活性化に加え、その安定した税収は、財政にとって貴重な財源です。本市の税収の3分の2は企業によるもので、「企業の発展なくして本市の発展はない。」と言っても過言ではありません。

幸い景気は回復基調にあり、元気な中部の一角を担う本市は、(株)デンソーの拡張計画が報道されるなど誘致企業が好調なことに加え、新たな企業立地の引き合いも活発化しています。

この絶好のタイミングを逃さぬよう企業のニーズに迅速に対応し、激化する地域間競争に勝ち抜かなければなりません。企業誘致の推進体制を強化し、企業情報の受発信と土地開発に力を注ぎ、企業立地を促進するとともに、既存企業との情報交換を積極的に行い、既存工場への投資を引き出し、活力あるまちづくりを進めます。

5-2 土地の有効利用

新市の秩序ある発展には、都市計画が欠かせません。本市は旧町の都市計画を継承しておりましたが、合併の暫定措置が平成20年度に期限切れとなるため、一体的に見直す必要があります。住民アンケートを基に地区ごとの土地利用を検討し、平成19年度の「都市計画マスタープラン」完成をめざします。

なお、員弁町の大半の地域では、中部圏開発整備法により住宅建築等が厳しく制限されていますが、長年の要望活動により、三重県条例による緩和措置が講じられる運びとなりました。

また、無秩序な開発は抑制する必要がありますが、農用地であっても幹線道路の周辺などで市の活性化につながるような土地利用であれば、積極的に県に対して指定解除の同意を求めていきたいと考えます。今後、市勢の発展の方向を十分にふまえ、市民のみなさんの意見をお聞きし、計画の策定を進めます。

5-3 農業の振興

いなべ地域の水田農業は、中山間地の立地条件から、担い手が不足し徐々に耕作放棄地が増加するなど、担い手の育成・確保が緊急の課題となっています。一方、世界貿易機関（WTO）農業交渉において、関税が劇的に引き下げられ、海外の安い米が日本に大量に流入する可能性が高まってきました。